

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十五年九月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ngo ICSA

三 代表者の氏名

金子 正則

四 主たる事務所の所在地

大和郡山市稗田町四七六一―一四―二〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代に向けた医療品関連及び健康食品及び器械関連及び医療機関情報収集伝達業務及び医薬品及び健康食品並びに器械関連モニターリング、データマネジメント及び安全性、有効性評価及び薬物動態、毒性試験及び分析、解析及び統計、調査並びに臨床試験等人的支援の臨床研究開発支援及び有機及び無機化学関連及び食品及び食料並びに肥料関連及び繊維及び高分子関連及び機械及び精密機械関連及び農業関連及び海洋及び漁業関連及びメンタルヘルス関連の研究開発者及び一般社会人に対し次世代研究開発における種々の問題に対し適切な研究開発支援活動及びボランティア活動を行い、研究開発者支援プログラム（各種専門教育）、等の専門性維持、開発、認定、研究及び各種ボランティア活動事業及び研究開発者支援プログラム（各種専門教育）等の講習会開催運営及び講師育成及び各種ボランティア活動事業及び高度人材育成（各種社会人向け大学及び大学院教育並びに専門職大学院）の推進を図る教育機関の運営及び各種ボランティア活動事業並びに海外研究開発支援者及び教育関連事業者との提携及び運営を通じて人及び物の国際交流並びに各種ボランティア活動事業を行い次世代研究開発の推進に寄与することを目的とする。